七～九　（略）	（略）
十　国土交通省地方整備局に所属し、港湾及び航路の管理又は海洋の汚染の防除に関する業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）	一　豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合における港湾又は航路の応急作業 二　天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における海洋の汚染の防除
十一　国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）	空港又はその周辺における次に掲げる職務 一　航空機その他の物件の火災の鎮圧 二　天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助又は被害の防御

（法令等の周知）

第三十四条　（略）

2　実施機関は、補償法及び補償法に基づく規則の要旨、第八条第一項の規定により実施機関の長が指名した補償事務主任者の連絡先並びに第二十四条の規定により実施機関が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者の名称及び所在地を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―三―五一

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（奨学援護金の支給）	（奨学援護金の支給）
第十五条　（略）	**第十五条**　（略）
第十六条　奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。	**第十六条**　奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
一　（略）	一　（略）
二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万六千円	二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万一千円
三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額三万三千円	三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額二万円

五～七　（略）	（略）
八　国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）	空港又はその周辺における次に掲げる職務 一　航空機その他の物件の火災の鎮圧 二　天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助又は被害の防禦

（法令等の周知）

第三十四条　（略）

2　実施機関は、補償法及び補償法に基づく規則の要旨並びに第二十四条の規定により実施機関が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者の名称及び所在地を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。